

広島県告示第三百四十八号

平成八年広島県告示第百二十九号（政府調達協定に係る苦情の処理手続）の一部を次のように改正する。

平成二十年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

第九号の1中「（平成十八年一月二十三日総務省告示第四十号）」を「（平成二十年一月二十五日総務省告示第三十九号）」に改める。

第十号中「（総務部財務局財産管理室）」を「（総務局財務部財産管理課）」に改める。